

平成 25 年 11 月 5 日
省エネルギー対策課

省エネルギー小委員会の審議事項について（案）

1. 設置について

- 経済産業省の総合資源エネルギー調査会では、本年 7 月に組織見直しを行い、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会の下部組織として省エネルギー小委員会を新たに設置することとした。
- 本省エネルギー小委員会では、これまで省エネルギー部会にて審議してきた「省エネルギー政策の基本的方向性に関する審議」、省エネルギー基準部会で審議してきた「適正な省エネルギー基準の在り方に関する審議」を行うこととする。

2. 省エネルギーを巡る状況

- 東京電力福島第一原子力発電所事故以降、エネルギーの需給問題に対する関心が高まり、エネルギー政策の前提となる状況自体も大きく変化した。
- これまで、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）は 2 度の石油危機を契機として 1979 年に制定され、産業・民生（業務・家庭）・運輸各部門のエネルギー消費効率の向上を求めてきた。1973～2012 年のエネルギー消費量の推移を見ると、この期間の実質 GDP は 2.4 倍となっているのに対してエネルギー消費量は 1.3 倍となっている。
- 一方で、東日本大震災以降のエネルギー需給の問題に鑑みると、全体としての使用量の抑制だけではなく、ピークカットにどう対応していくかが非常に重要な政策課題となった。
- また、従来から省エネを進めてきた産業部門についてはエネルギー消費量が減少しているが、依然として他部門より多くのエネルギーを消費している状況であり、引き続き省エネ対策が求められる。さらに、エネルギー消費量の増加が著しい民生（業務・家庭）部門は、より一層の省エネを進める必要がある。
- 以上のような背景の下、平成 24 年 2 月に総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会において省エネ法の改正の方向性について中間取りまとめがなされ、これを受けて、電気需要平準化に資する対策や建築材料等に係るトップランナー制度等を新たに追加した、「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案」が第 183 回通常国会において可決・成立し、

5月31日に公布された。

- 改正後の省エネ法（以下「改正省エネ法」という。）の施行に当たり、総合資源エネルギー調査会では省エネルギー小委員会の下にワーキンググループを設置し、審議を行ってきた他、改正前の省エネ法の下での機械器具に係るトップランナー制度における対象機器の追加等についてもワーキンググループを設置し審議を行ってきた。
- 今回、ワーキンググループの上部組織となる省エネルギー小委員会では、これらのワーキンググループにおけるとりまとめ案、及び改正省エネ法施行に当たり改正が必要となる事項について審議を行う。更に、今後の省エネルギー政策の基本的な方向性等について審議を行う。

3. 本日の審議事項

(1) 改正省エネ法に基づき、以下の事項について審議を行う。

①基本方針の改定

- ・ 改正省エネ法第3条において、経済産業大臣は、工場等、輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針を定め、これを公表しなければならないこととなっている。
- ・ このため、今回の法改正を踏まえた基本方針の改定内容について審議を行う。

②電気事業者に係る措置

- ・ 改正省エネ法第7章において、電気事業者には、電気を使用する者への情報開示義務、電気の需要の平準化に資する取組の効果的かつ効率的な実施に資するための措置の実施に関する計画作成・公表義務が課せられる。
- ・ この際、具体的に電気事業者が開示すべき情報やいわゆるスマートメーターによって取得すべき情報については経済産業省令で定めることとなっている。
- ・ このため、経済産業省令で定める情報について審議を行う。

③工場等判断基準ワーキンググループにおける取りまとめ（案）

- ・ 工場等判断基準ワーキンググループでは、改正省エネ法第5条第2項において規定する電気需要平準化時間帯の設定及び電気需要平準化に関し事業者が取り組むべき措置に関する指針の策定、同法第5条第3項に基

づき電気の需給を取り巻く環境についても勘案して定めることとなった工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の見直し等について審議を行い、取りまとめ（案）を作成したところ。

- ・ 当該ワーキンググループの審議の状況の報告を受け、審議を行う。
- ④建築材料等判断基準ワーキンググループの取りまとめ（案）
- ・ 建築材料等判断基準ワーキンググループでは、改正省エネ法第6章第2節に基づき、新たに導入された建材トップランナー制度の対象となる建築材料の選定、そのうち断熱材における建材トップランナー制度の対象範囲、評価指標、目標年度、区分、目標基準値等について審議を行い、取りまとめ（案）を作成したところ。
 - ・ 当該ワーキンググループの審議の状況の報告を受け、審議を行う。
- (2) 機械器具に係るトップランナー制度及び住宅・建築物の省エネ基準に関し、以下の審議を行う。
- ①新たな対象機器の追加
- ・ 機械器具に係るトップランナー制度については、LEDランプ、交流電動機をトップランナー規制の対象とすることとしたところ（11月1日に施行。）。
 - ・ これらの2機器の施行状況及びこれまで省エネルギー基準部会にて審議されてきた状況について報告を受け、審議を行う。
- ②住宅・建築物判断基準ワーキンググループにおける審議結果
- ・ 住宅・建築物判断基準ワーキンググループは、国土交通省所管の審議会である省エネルギー判断基準等小委員会との合同会議を開催し、省エネ法第5章に係る判断基準の審議を行い、7月に取りまとめを行った。（既に公布されており、現在、来年度の完全施行に向けた周知活動が進められている状況。）
 - ・ 公布されている内容について報告を受ける。
- (3) 今後の省エネルギー政策の基本的な方向性について審議を行う。
- ・ 現在、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会では、年内を目途に新たなエネルギー基本計画を策定すべく審議が行われている。
 - ・ 10月2日には「消費面」・「需要面」から見たエネルギー政策の在り方

等について審議が行われたところであり、事務局から説明した資料を本
小委員会でも紹介し、省エネ政策の基本的方向性について審議を行う。